

お知らせ

INFORMATION

奨学援護金・就労保育援護金に関する定期報告書の提出

(災害補償課)

1 提出期限(平成31年4月26日(金))

奨学援護金又は就労保育援護金の受給権者(以下「受給者」という。)は、**毎年1回4月1日から同月末日までの間に、各援護金定期報告書を市町村長又は水害予防組合管理者を経由して当基金理事長に提出**することとなっています(福祉事業の実施に関する規程第31条)。

これらの報告書が期限までに提出されない場合、支給の差止め、過払いとなった援護金の返還、内払処理による援護金の支給停止又は減額調整を伴う支給が発生することがあります。

2 報告書様式

定期報告書の様式は、基金ホームページよりダウンロードしてご利用願います。

(「各種ダウンロード」→「公務災害補償・福祉給付」からダウンロードできます。)

3 「奨学援護金定期報告書」添付書類

- ① 在学証明書等の在学者等の**在学又は在校を証明する書類**(義務教育学校の在学者を除く)
- ② 受給者と在学者等が異なる場合は、**在学者等と受給者が生計を同じくしていることを証する書類**(生計同一証明書(市町村長又は民生委員によるもの)、住民票(同居の場合のみ)等)

4 「就労保育援護金定期報告書」添付書類

- ① **在園証明書等**の保育児が保育所等に預けられていることを証する書類
- ② 事業所による**就労証明書(任意様式)等**の就労していることを証する書類
- ③ 上記の**就労している者が保育児と生計を同じくしていることを証する書類**(生計同一証明書(市町村長又は民生委員によるもの)、住民票(同居の場合のみ)等)

5 各援護金の受給者等の異動報告

受給者は、在学者等又は保育児に**入学、卒業、退学等の異動**があった場合や、受給者に**離職等の異動**があった場合には、速やかに**各援護金に関する異動報告書を、市町村長等を経由して基金理事長に提出**することとなっています(福祉事業の実施に関する規程第32条)。

これらの報告書が速やかに提出されない場合、支給の差止め、過払いとなった援護金の返還、内払処理による援護金の支給停止又は減額調整を伴う支給が発生することがあるため、受給者等に周知願います。なお、奨学援護金、就労保育援護金に関する各異動報告書についても、上記定期報告書様式と同一のフォルダに収められています。